○熊本市香りの森条例〔みどり政策課〕

平成１７年３月２４日

条例第１９号

改正　平成２３年１２月１９日条例第６２号

（設置）

第１条　樹木や草花の香りを楽しみ、憩う場及び緑を大切にすることを学ぶ場を提供することにより、森の都のまちづくりの推進に寄与するため、熊本市香りの森（以下「香りの森」という。）を設置する。

（位置）

第２条　香りの森の位置は、熊本市東区戸島西７丁目２７１２番地とする。

（平２３条例６２・一部改正）

（使用の許可等）

第３条　香りの森において、レクリエーションその他これらに類する催しのために香りの森の全部又は一部を専用使用しようとする場合は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

２　市長は、前項の許可に際して、香りの森の管理上必要な条件を付することができる。

３　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第１項に規定する使用の許可をせず、又は既にした使用の許可を取り消すことができる。

(1)　当該使用が香りの森の設置目的に反し、又はそのおそれがあるとき。

(2)　当該使用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(3)　当該使用が香りの森をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあるとき。

(4)　第１項の許可を受けた者がこの条例若しくはこれに基づく規則の規定又は使用の許可に付した条件に違反したとき。

(5)　当該使用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(6)　その他市長が当該使用を不適当と認めるとき又は管理上支障があると認めるとき。

４　前項の規定による使用の不許可等により使用しようとする者又は使用している者が損害を受けても、市はその責めを負わない。

（使用料）

第４条　香りの森の使用料は、無料とする。

（禁止行為）

第５条　香りの森を使用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)　香りの森を損傷し、又は汚損すること。

(2)　他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をすること。

(3)　樹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(4)　土地の形質を変更すること。

(5)　鳥獣等を捕獲し、又は殺傷すること。

(6)　はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。

(7)　立入禁止区域に立ち入ること。

(8)　指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ（自転車にあっては、降車し、移動させる場合を除く。）、又は留め置くこと。

(9)　香りの森をその用途以外に使用すること。

（原状回復の義務）

第６条　香りの森を使用する者は、香りの森の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。第３条第３項の規定により使用の許可を取り消されたときも同様とする。

（使用の禁止又は制限）

第７条　市長は、香りの森の損壊その他の理由により、その使用が危険であると認められる場合又は香りの森に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、香りの森を保全し、又は香りの森を使用する者の危険を防止するため、区域を定めて、香りの森の使用を禁止し、又は制限することができる。

（損害賠償）

第８条　香りの森をき損し、又は滅失させた者は、速やかにこれを原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第９条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年１２月１９日条例第６２号）抄

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。